

■序章の構成と各章との関連性について

序章の構成と第1章との関連性を以下に示します。

序章 これからの茨木の都市づくりについて

1 都市計画マスタープランとは

(1) 茨木の都市づくりのあゆみ

- 茨木市基本計画（昭和34年策定）
- 第1次都市計画マスタープラン（平成10年策定）
- 第2次都市計画マスタープラン（平成19年策定）
- 第3次都市計画マスタープラン（平成27年策定）

(2) 位置づけ

(3) 役割

(4) 計画期間

2 都市づくりを取り巻く背景

(1) 茨木の特性・魅力

- 山半分・まち半分の地勢
- 市民活動・地域活動がさかん
- 恵まれた交通環境と暮らしやすい生活環境
- 知的資源・文化資源が豊富

(2) 社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化への対応
- 激甚化・頻発化する自然災害への対応
- 官民の既存ストックの利活用
- ひと中心のまちづくり
- 環境保全と持続可能な都市づくり

(3) 市民ニーズ

- 定住意向
- 住み続けたい理由
- 幸せや豊かさを感じる場所・場面
- 地域のまちづくりへの満足度・期待度
- 市全体でのまちづくりの取組
- まちづくりへの興味・関心

3 これからの都市づくりの視点

(1) 特性・魅力を活かす視点

- 山とまちの強みを活かす
- 市民参加の持続と派生
- 生活圏と交通ネットワークの維持・充実
- 産官学民の多様な主体との連携によるまちづくりの実践

(2) 変化に対応する視点

- 地域コミュニティの持続
- 災害に強く安全・安心な都市づくり
- 暮らしの質の向上と暮らしやすさの維持・充実
- ひと中心の居心地が良いまちなかづくり
- 自然と共生する持続可能な都市づくり

第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

1 都市計画マスタープランとは

(1) 茨木の都市づくりのあゆみ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民が考える理想のまちの姿の実現を目指し、市民の暮らしを支える都市づくりの方向性を定め、その実現に向けた具体的な方針を定めた計画です。

本市では、都市計画マスタープランの策定が義務づけられる相当前の昭和34年（1959年）に、当時の最新の都市計画の考え方が詰まった「茨木市基本計画」を策定しました。工場の誘致と無秩序な市街地の拡大抑制により、住宅や工場、農地などのバランスをとりながら、市民の協力のもと、計画的な都市づくりを進めるといった現在に至る都市計画の考え方の基礎となっている計画です。そうした考え方を継承し、平成10年（1998年）に初めて策定した都市計画マスタープランにおいては、中学校区単位での説明会を行うなど、市民の参加を重視することで、計画の認知につなげました。その後、平成19年（2007年）の改定では、策定プロセスにおいて多くの市民に参加してもらうことで、まちの将来像の共有を図り、地域特性に応じた都市づくりを進めてきました。また、平成27年（2015年）の前回改定では、総合計画と連動した策定プロセスにより、広く市民の意見を聴くとともに、本市の発展に大きく寄与してきた大規模工場の移転に伴う土地利用転換など社会情勢の変化に対応した都市づくりを進めてきました。このように本市では、市民の参加のもと、計画的な都市づくりを行うという考え方を受け継ぎながら、都市づくりのあゆみを進めてきました。

近年の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化に目を向けると、少子高齢化などの進展による本格的な人口減少が目の前に迫りつつあります。また、地球環境問題は深刻さを増し、既存ストックの老朽化への対応など、限られた財源のなか、持続可能な都市づくりに向けた取組を進めていく必要があります。さらには、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災以降、平成30年（2018年）には大阪北部地震を経験するほか、台風による大雨の被害に見舞われるなど、自然災害は激甚化・頻発化の傾向にあり、災害への備えが都市づくりの重要な課題であることを再認識しました。

一方で、本市の新たな都市づくりに目を向けると、市の中心部では、老朽化した市民会館の建て替えにあたり、市民会館跡地エリア活用を取組を開始し、ワークショップや社会実験を実施しながら、具体的な施設を“つくる”プロセスへの市民参加を進め、令和5年（2023年）に文化・子育て複合施設「おにクル」が開館しました。この取組に象徴されるように、“つくる”プロセスへの市民参画を通して、施設やまちを“つかう”ことや市民など多様な主体が“つながる”といった、「ひと・プロセス」を重視した取組を進めてきました。

このように、時代の変化を的確に捉えながら「計画的な都市づくり」を着実に進めてきたことと、計画当初から大切にしてきた「市民参加による計画づくり」によるプロセスの蓄積を土台にしながら、人や活動、地域のつながりを更に広げ、深めることで、市民と“考える”から“共に創る”へと発展させ、第6次総合計画で掲げる、“多様な人たちが出会い、集い、活動が生まれることにより、誰もが安全・安心、豊かさを実感できる”『共創のまちづくり』を進めていくため、今回の改定を行います。

①茨木市基本計画（昭和 34 年策定）

本市における計画的な都市づくりの取組として、昭和 34 年（1959 年）に作成した「茨木市基本計画」があります。

この計画は、アメリカのデトロイト・マスタープランを手本に、田園都市論に加え近隣住区論の考え方を基本としており、当時の最新の都市計画（住区毎の人口・小学校配置、水と緑の軸など）の考え方が詰まったもので、高度成長期において都市化が進むなか、将来のまちの姿を描いた計画でした。

当時の緊迫した財政事情から、計画をすべて実現することはできませんでしたが、当時からある「計画的な都市づくりを進めていこう」という意志は、今も受け継がれています。



年	茨木の都市づくりのあゆみ
昭和 14 年(1939 年)	・茨木都市計画区域の指定
昭和 16 年(1941 年)	・安威川と茨木川の合流（茨木川が田中町以南で廃川となる）
昭和 23 年(1948 年)	・市制を施行し「茨木市」となる（茨木町・春日村・三島村・玉櫛村の 1 町 3 村が合併、大阪府内 13 番目の市）
昭和 24 年(1949 年)	・中央公園の都市計画決定
昭和 29 年(1954 年)	・安威村・玉島村を合併
昭和 30 年(1955 年)	・福井村・石河村・見山村・清溪村を合併
昭和 31 年(1956 年)	・箕面市の一部（旧豊川村の東部）を編入
昭和 32 年(1957 年)	・三宅村を合併
昭和 34 年(1959 年)	・茨木市基本計画の策定
昭和 38 年(1963 年)	・名神高速道路（茨木インターチェンジ）・府道大阪中央環状線の開通 ・横江土地区画整理事業の都市計画決定
昭和 39 年(1964 年)	・人口 10 万人を超える ・用途地域・防火地域の都市計画決定
昭和 42 年(1967 年)	・北摂豪雨による水害の発生（安威川ダム建設の契機となる） ・阪急茨木市駅前地区市街地改造事業の都市計画決定
昭和 43 年(1968 年)	・新都市計画法の制定（線引き制度・開発許可制度が創設される） ・北大阪流通業務地区・団地の都市計画決定
昭和 44 年(1969 年)	・人口 15 万人を超える ・市民会館（ユーアイホール）の完成
昭和 45 年(1970 年)	・元茨木川緑地の都市計画決定 ・市街化区域・市街化調整区域の都市計画決定（当初線引き） ・国鉄茨木新駅（現 J R 茨木駅）・阪急南茨木駅の完成、阪急茨木市駅前地区市街地改造事業の完了（万国博覧会で国鉄・阪急両駅が東の玄関口として利用される）

年	茨木の都市づくりのあゆみ
昭和46年(1971年)	・玉櫛土地区画整理事業の都市計画決定
昭和48年(1973年)	・合同庁舎の完成、北大阪流通業務団地の工事完了 ・法改正に伴う用途地域の変更（4種類→7種類）
昭和49年(1974年)	・生産緑地法の制定
昭和50年(1975年)	・人口20万人を超える
昭和53年(1978年)	・市街化区域・市街化調整区域の変更（第1回線引き見直し） ・北大阪流通業務団地中央卸売市場の開場
昭和55年(1980年)	・全国初の溶融式ごみ処理施設の稼働 ・都市計画法・建築基準法の改正（地区計画制度が創設され、地区レベルの細やかなまちづくりが可能となる）
昭和57年(1982年)	・防火・準防火地域以外の地域を建築基準法第22条指定区域に指定 ・大阪モノレール専用道の都市計画決定
昭和61年(1986年)	・人口25万人を超える ・市街化区域及び市街化調整区域の変更（第2回線引き見直し） ・真砂東土地区画整理事業の都市計画決定
昭和64年(1989年) 平成元年(1989年)	・市民総合センター（クリエイティブセンター）のオープン ・用途地域の一斉見直し
平成2年(1990年)	・大阪モノレール（南茨木～千里中央駅間）の開通
平成4年(1992年)	・都市計画法の改正（全国の市町村で都市計画マスタープランの策定が始まる） ・阪急京都線茨木市駅付近高架化事業の完成 ・彩都（国際文化公園都市）地区の整備に向けた都市計画の変更（市街化区域編入・用途地域・土地区画整理事業）、山手台地区の市街化区域編入 ・生産緑地地区の都市計画決定（当初）
平成5年(1993年)	・郡土地区画整理事業の都市計画決定 ・国際公園文化都市モノレール専用道の都市計画決定
平成7年(1995年)	・彩都（国際文化公園都市）地区の造成工事に着手 ・第二名神（新名神）自動車道の都市計画決定
平成8年(1996年)	・法改正に伴う用途地域の変更（7種類→10種類）
平成9年(1997年)	・市庁舎南館の完成 ・大阪モノレール（南茨木～門真市駅間）の開通



市街地改造事業（阪急茨木市駅前地区）



北大阪流通業務地区・団地



元茨木川緑地

継承してきた考え方や価値観

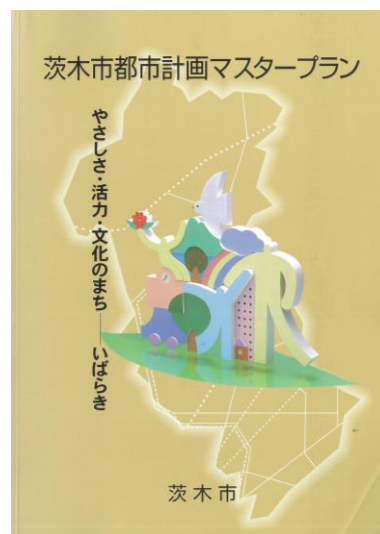
- 田園都市論や近隣住区論の考え方を基本にした、現在に至る計画的な都市づくり
- 国土軸に位置する交通利便性を活かした工場誘致や万博開催時の駅前整備など、時代の変化に対応した都市づくり

②第1次都市計画マスタープラン（平成10年策定）

平成4年（1992年）の都市計画法の改正により、全国の市町村で都市計画マスタープランの策定がはじまりました。本市においても、平成8年（1996年）度から策定作業を開始し、平成10年（1998年）に本市で初めての都市計画マスタープランを策定しました。

策定にあたっては、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、国の通達にも示されたように、市民の参加が重要と考えていました。そこで、本市においても、アンケート調査や意見はがき付き素案の全戸配布、中学校区単位での説明会などを実施してきました。また、計画策定後には概要版を全戸に配布し、広く市民に都市計画マスタープランを認知してもらえるように働きかけました。

本計画期間内においては、平成12年（2000年）4月に施行された地方分権一括法により、都市計画制度が国の機関委任事務から自治事務となり、都道府県や市町村ごとの課題に的確に対応できる制度へと変わりました。また、地域住民発意の都市計画制度（都市計画提案制度）が創設され、市民と都市計画との距離が縮まった時期でもあります。



年	茨木の都市づくりのあゆみ
平成10年(1998年)	・第1次都市計画マスタープランの策定 ・大阪モノレール彩都線（万博記念公園駅～阪大病院前駅間）の開通
平成11年(1999年)	・西安威二丁目・西福井・井口台・豊川・島地区などの市街化区域編入（第4回線引き見直し） ・茨木ヒルズ・西豊川・島土地区画整理事業の都市計画決定
平成12年(2000年)	・地方分権一括法の制定（国と地方の役割分担の明確化）
平成13年(2001年)	・特例市となる
平成16年(2004年)	・景観法の制定 ・彩都西部地区の一部まちびらき
平成17年(2005年)	・山手台新町・十日市町地区の市街化区域編入（第5回線引き見直し）、用途地域の一斉見直し ・市民まちづくり会議の開催 ・安威川土地区画整理事業の都市計画決定



大阪モノレール



彩都西部地区

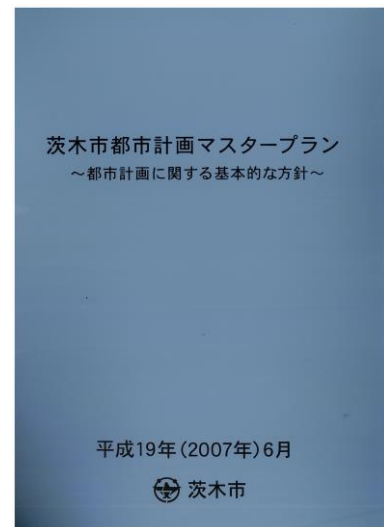
継承してきた考え方や価値観

- 中学校単位での説明会など、市民参加を大切にしたい計画づくり
- 彩都地区の土地区画整理事業など、計画的な都市基盤整備による都市づくり

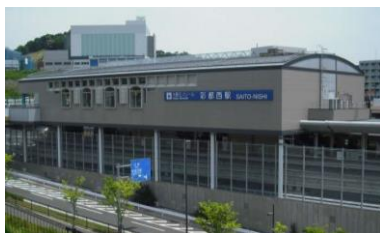
③第2次都市計画マスタープラン（平成19年策定）

第2次都市計画マスタープランの策定作業は平成17年（2005年）からはじまりました。計画策定において重視していたことは、策定プロセスに多くの市民に参加してもらい、まちの将来像を共有するとともに、市民・事業者・行政などの多様な主体が参画・協働して地域レベルのまちづくりを進めていくための土台づくりを行うことでした。平成17年（2005年）度には、「市民まちづくり会議」を開催し、市民の視点からまちづくりを考えることをテーマに議論が進められ、まちづくりのビジョンとして「市民が考えるまちの姿」が生まれました。

本計画期間内においては、都市の拡大に向けた都市づくりから持続可能な都市づくりへと移行し、都市景観の向上を目指した景観計画の策定のほか、建築物による市街地環境への影響を緩和していくために高度地区の指定拡大や災害の防止・都市の不燃化に向けた準防火地域の指定拡大を行うなどの施策を積極的に実施しました。



年	茨木の都市づくりのあゆみ
平成19年(2007年)	- 第2次都市計画マスタープランの策定 - 大阪モノレール彩都線（阪大病院前駅～彩都西駅間）の開通
平成20年(2008年)	真砂・玉島台地区の整備に向けた都市計画の変更（市街化区域編入・土地区画整理事業）
平成21年(2009年)	新名神高速道路の本線工事に着手
平成22年(2010年)	- 景観行政団体となる - 高度地区の一斉見直しによる指定拡大（2種類→8種類、市街化区域全域に高さ制限を導入）
平成23年(2011年)	- 東日本大震災の発生 - 山手台東町の市街化区域編入（第6回線引き見直し） - 用途地域の一斉見直し、準防火地域の指定拡大
平成24年(2012年)	- 景観計画の策定、景観条例の制定 - フジテック工場跡地（庄一丁目）・サッポロビール工場跡地（岩倉町）のまちづくりに向けた都市計画の変更（用途地域・地区計画・岩倉公園） - 法改正により、用途地域などの決定権限が市町村へ移譲
平成25年(2013年)	まちづくり市民ワークショップ「いばらき MIRAI カフェ」、まちづくり寺子屋の開催
平成26年(2014年)	- 安威川ダムの本体工事に着手 - 都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画制度が創設される）



大阪モノレール（彩都西駅）



いばらき MIRAI カフェ



まちづくり寺子屋

継承してきた考え方や価値観

- 市民まちづくり会議など、策定プロセスへの市民参加による計画づくり
- 高度地区や準防火地域の指定拡大など、将来を見据えた計画的な都市づくり

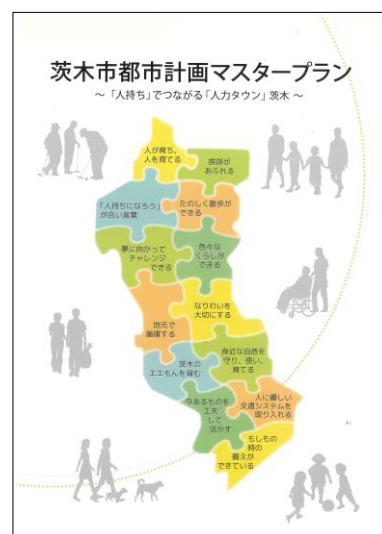
④第3次都市計画マスタープラン（平成27年策定）

第3次都市計画マスタープランの策定作業は平成25年（2013年）からはじまりました。茨木市基本計画を策定して工場誘致を行ってから約60年が経過し、産業活動などのグローバル化や施設の老朽化、生産の効率化など経済環境の大きな変化により、当時誘致し本市の発展に大きく寄与してきた工場が移転し、その跡地利用が具体化している環境での改定となりました。

事業者が所有する土地の売却などが進み、その跡地の大半が住宅や商業施設に変わるという状況が多く自治体で起こっているなか、サッポロビール大阪工場の跡地（岩倉町）には、立命館大学大阪いばらきキャンパスが開校し、フジテック工場の跡地（庄一丁目）では、事業者と連携・協力したJR総持寺駅及びその周辺の整備が開始され、東芝大阪工場の跡地（太田東芝町・城の前町）では、追手門学院大学茨木総持寺キャンパスや商業施設などの複合開発が行われるなど、新たな知的資源の集積など次代を見据えた都市づくりを進めました。

計画策定においては、これまでのまちづくりのビジョンを基本としながら、第5次総合計画の策定と連動した取組として、まちづくり市民ワークショップ「いばらき MIRAI カフェ」や「まちづくり寺子屋」で出された意見を踏まえて、「市民が考えるまちの姿」の見直しを行うとともに、「つながり」を大切にする考えも引き継がれました。

また、本市の都市づくりを取り巻く社会情勢の大きな変化に対応した施策を取り入れながらも、基本的な考え方は継承するとともに、「魅力・強みを活かした都市づくりの推進」「多核ネットワーク型都市構造の形成」「水と緑のネットワークの形成」の3つの都市構造・土地利用の考え方を設定しました。



年	茨木の都市づくりのあゆみ
平成27年(2015年)	・第3次都市計画マスタープランの策定 ・サッポロビール工場跡地（岩倉町）に立命館大学大阪いばらきキャンパスの開校、岩倉公園の供用開始 ・JR茨木駅東口（いばらきスカイパレット）の完成 ・市民会館（ユアアイホール）の閉館
平成28年(2016年)	・新堂二丁目地区の市街化区域編入（第7回線引き見直し） ・彩都中部地区（彩都あかね）の土地区画整理事業の完了 ・市民会館100人会議など市民会館跡地エリア活用を検討を開始
平成29年(2017年)	・生産緑地法の改正（特定生産緑地制度が創設される） ・新名神高速道路（茨木千提寺インターチェンジ・パーキングエリア）の開通 ・東芝工場跡地（太田東芝町・城の前町）における「スマートコミュニティ構想」に向けた都市計画の変更（用途地域・地区計画）
平成30年(2018年)	・大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）の発生 ・フジテック工場跡地（庄一丁目）にJR総持寺駅の開業 ・北部地域における地域課題の解決や魅力を発信する仕組みをデザインする「いばきたデザインプロジェクト」の始動 ・茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針の策定 ・北部地域の活性化に向けた「市街化調整区域（北部地域）における既存建築物の用途変更について」のガイドラインの策定

年	茨木の都市づくりのあゆみ
平成31年(2019年) 令和元年(2019年)	・立地適正化計画の策定 ・南目垣・東野々宮地区の整備に向けた都市計画の変更（市街化区域編入・用途地域・地区計画・土地区画整理事業等） ・東芝工場跡地（太田東芝町・城の前町）に追手門学院大学茨木総持寺キャンパスの開設 ・中心市街地活性化基本計画の策定、次なる茨木グランドデザインの取組の開始（中心市街地の活性化に向けた取組を推進する） ・元茨木川緑地リ・デザイン計画の策定 ・市民会館跡地エリアの活用に向けた都市計画の変更（中央公園）
令和2年(2020年)	・IBALAB@広場（イバラバひろば）の暫定供用開始 ・彩都東部先行地区（彩都はなだ・彩都もえぎ）の土地区画整理事業の完了 ・山手台地区（高齢化が進行する郊外部の一団の住宅地）における、産官学民連携による地域課題の解決に向けたプロジェクトの開始 ・阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画（案）の策定
令和3年(2021年)	・JR茨木駅西口駅前周辺まちづくりビジョンの策定
令和4年(2022年)	・市の中心部の東西軸（中央通り・東西通り）における公共空間活用の社会実験「みちクル」の実施 ・誘致病院に係る基本整備構想の策定（病院誘致の検討を進める）
令和5年(2023年)	・安威川ダムの供用開始 ・元茨木川緑地リ・デザイン計画に基づくモデル地区のリニューアル ・市民会館跡地エリアに文化・子育て複合施設「おにクル」の開設
令和6年(2024年)	・「これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウス」を市内4ヶ所で開催 ・南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）の土地区画整理事業の完了 ・景観計画の変更（中央通り・東西通りを景観重要公共施設に指定等）、屋外広告物条例の制定、東西軸（中央通り・東西通り）ストリートデザインガイドラインの策定 ・安威川ダム周辺に総合公園「ダムパークいばきた」の開業 ・ひと中心の茨木まちなか戦略の策定



立命館大学大阪いばらきキャンパス
と岩倉公園



J R 茨木駅東口
（いばらきスカイバレット）



IBALAB@広場



文化・子育て複合施設「おにクル」



ダムパークいばきた



これからの茨木の都市づくりを
考えるオープンハウス

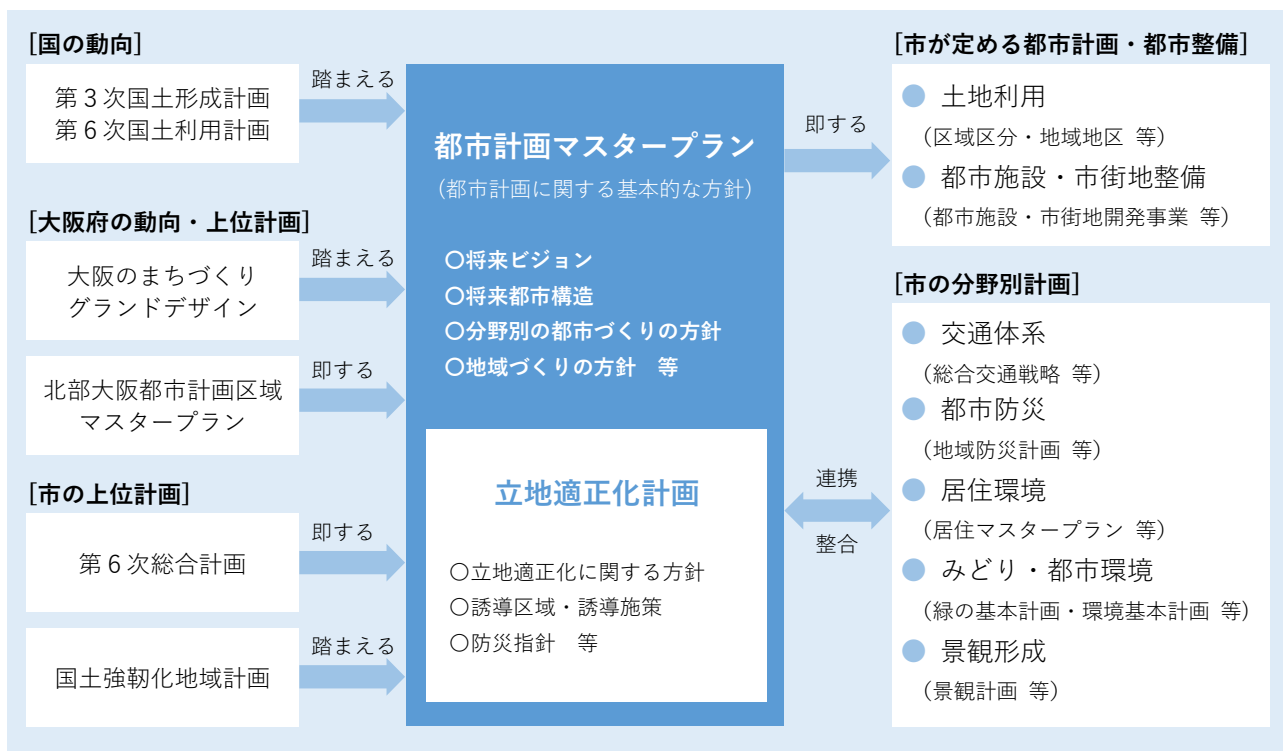
継承してきた考え方や価値観

- 総合計画と連携したワークショップの開催など、策定プロセスへの市民参加による計画づくり
- 大規模工場跡地の土地利用転換への対応など、時代の変化に対応した都市づくり
- 市民参加のワークショップや社会実験など、ひと・プロセスを重視した都市づくり

(2) 位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の最上位の計画である市政全般の総合的な指針を示した「第6次総合計画」と、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域マスタープラン」に即した計画であるとともに、国や大阪府の動向などを踏まえ、総合計画の「都市計画」の分野を実現していくための都市づくりの基本的な方針を示す計画とします。

また、人口減少・少子高齢化社会の到来を踏まえ、生活利便施設などの都市機能や居住機能の誘導の方針を示す「立地適正化計画」を都市計画マスタープランと一体的に運用し、本市が定める都市計画・都市整備の方針に即して都市づくりを進めるとともに、都市づくりに関わる分野別計画との連携・整合を図ります。



(3) 役割

第6次総合計画を基軸とし、都市づくりに関わる分野別計画と連動した計画となるよう、本市全体の計画体系を構築するなかで、これからの都市計画マスタープランが果たすべき役割を示します。

①これからの都市づくりの視点を踏まえた将来ビジョンを示し、市民と共有する

「市民と共に創るまちの姿」をまちづくりの基本理念とし、社会情勢や市民ニーズの変化を捉え、これからの茨木の都市づくりの視点を踏まえた将来ビジョンを示し、市民と共有します。

②分野横断かつ重点的な都市づくりの戦略を示し、将来ビジョンの効果的な実現を図る

「都市づくり戦略」を新たに位置づけ、多様な主体との連携による「共創のまちづくり」をテーマとした分野横断かつ重点的な都市づくりの方向性を示します。

③分野別の都市づくりの方針を示し、都市づくりに関わる分野別計画との連携・整合を図る

立地適正化計画や都市づくりに関わる分野別計画の位置づけを明確にするとともに、それら計画との連携を前提とした、暮らしを支える都市づくりの方針を示し、分野別計画との連携・整合を図ります。

④本市が定める都市計画・都市整備（土地利用、都市施設・市街地整備）の方針を示す

都市の課題に応じた整備方針、暮らしを支える諸施設の計画などの方向性を示すとともに、本市が定める都市計画・都市整備（土地利用、都市施設・市街地整備）の方針を示します。

⑤地域別構想（地域づくりの方針）を示し、地域単位で特色ある地域づくりを進める

「地域別構想」を新たに位置づけ、地域単位で特色ある地域づくりを進めるための方針を示します。

(4) 計画期間

計画期間は、第6次総合計画に即して、令和7年（2025年）度を初年度としたおおむね10年間とします。

なお、社会情勢の変化などを見極めつつ、総合計画や北部大阪都市計画区域マスタープランなどの上位計画との整合を図るとともに、都市づくりや地域づくりの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 都市づくりを取り巻く背景

都市づくりを取り巻く背景として、茨木の特性・魅力、社会情勢の変化及び市民ニーズから、「これからの都市づくりのキーワード」「市民ニーズ」を整理・把握します。

(1) 茨木の特性・魅力

魅力1 山半分・まち半分の地勢

本市は市域の北半分が山間部・丘陵地であり、市街地からも近く、里地里山の景観や農産物といった自然資源のほか、忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘や青少年野外活動センター、里山センター、見山の郷といった地域資源を多数有しています。

また、市域の南半分は平野が広がり、南北に通る元茨木川緑地や安威川をはじめとして、自然が感じられる公園も多数有しています。

令和5年（2023年）には、市の中心部に市民と共にプロセスを大切に創り上げてきた、文化・子育て複合施設「おにクル」が整備され、令和6年（2024年）には安威川ダム周辺に多くの人々が憩い、楽しむことができる広場などを有する「ダムパークいばきた」が整備されました。

「山とまちが近い」という特性を活かして、山とまち両方の居住者や観光などで訪れる来訪者が、さまざまな活動を通じて交流できる拠点・空間づくりにより新たな魅力の創出を進めており、今後、更なる相乗効果が期待されます。



ダムパークいばきた



見山の郷



里地里山の景観



文化・子育て複合施設「おにクル」



元茨木川緑地



安威川

これからの都市づくりのキーワード

- おにクル
- ダムパークいばきた
- 地域資源の利活用
- 観光・交流拠点づくり

魅力2 市民活動・地域活動がさかん

本市では、従来から地域ごとに「ふるさとまつり」が行われるなど、地域住民主体の地域活動が活発に展開されるとともに、公民館やコミュニティセンターを核にした、小学校区単位での地域づくりを積極的に進めてきました。

また、企画から運営まで市民が直接携わる市民主体の祭りやイベントが数多く行われるなど、暮らしを楽しむような市民活動も多く見られます。

こうした背景から、市民団体などによる市民活動や地域住民による主体的な地域活動がさかんであり、これまでの計画づくりにおいても、説明会やワークショップなどのまちづくりについて共に考える機会に、多くの市民の参加がありました。

最近では、社会実験などによる活動の場の創出といった新たなまちづくりの機会において、市民の主体的な参加も見られます。

特に、市の中心部の市民会館跡地エリアでは、「育てる広場」をキーコンセプトに、市民と市長が直接対話する「市民会館 100 人会議」をはじめ、活用を考えるワークショップでは、芝生広場づくりから、企画づくり、実施まで市民と共に“つくり、育てる”社会実験「IBALAB（イバラボ）」などを行いました。暫定広場の「IBALAB@広場（イバラボひろば）」では、公募による飲食施設を設置するとともに、さまざまな市民発意のイベントなどが繰り広げられ、まちの新たな景色が見られました。

施設や空間の整備において、“つかう”視点を踏まえて“つくる”といった「ひと・プロセス」を重視した取組により、まちの継続的な発展に向けたまちづくりの担い手として関わる「活動人口」の増加や新たな価値が創出され、更なる展開が期待されます。



市民会館 100 人会議



ひろばかいぎ
「IBALAB@広場」



安威川ダム周辺使いこなし
ワークショップ



東西軸公共空間活用の社会実験
「みちクルプロジェクト」



駅前に広場空間を設置する社会実験
「いばソト」



茨木市役所前線社会実験
「IBARAKI STREET ACTION」

これからの都市づくりのキーワード

- 地域住民と育む
- まちづくり組織
- ひと・プロセス重視
- 活動人口の増加
- 担い手の発掘・育成

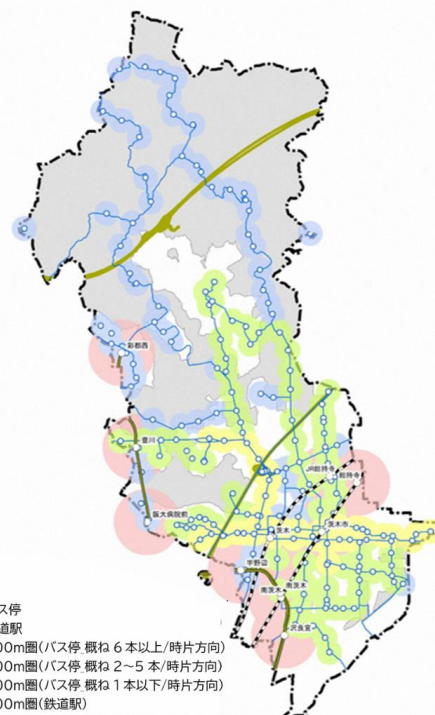
魅力3 恵まれた交通環境と暮らしやすい生活環境

本市は大阪と京都の中間に位置し、名神高速道路や新名神高速道路といった広域的な移動を支える国土幹線軸を有しています。

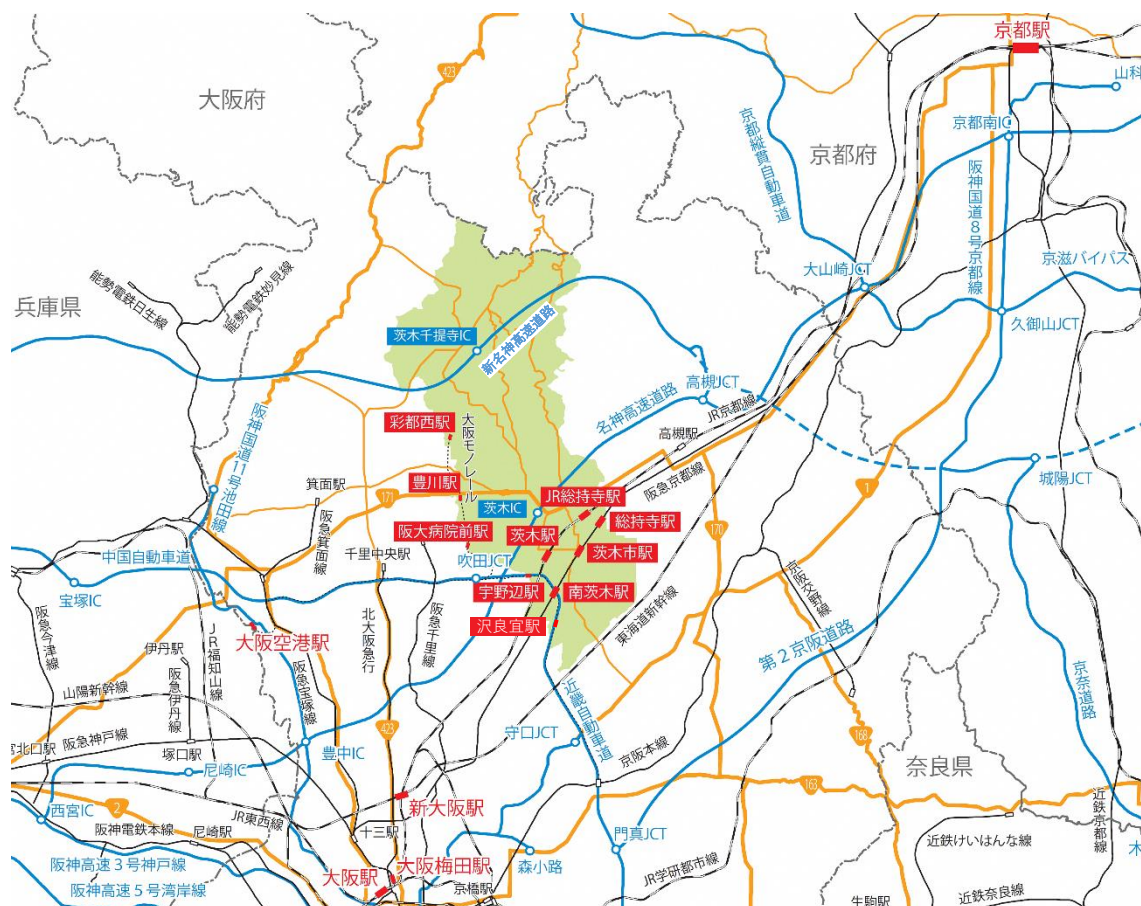
市内には、ＪＲ・阪急・モノレールの鉄軌道網を有しており、大阪方面や京都方面へもアクセスしやすく、高い交通利便性を有しています。また、阪急バス・近鉄バス・京阪バスの市内外を結ぶバス網が整備され、公共交通により市域をおおむねカバーしています。

一方で、恵まれた交通環境にあるがゆえ、市内の幹線道路などの通過交通の量も多く、交通が集中し、渋滞が一部で見られます。

交通利便性を背景に、一定の人口密度を有する居住地域が形成され、子育て・教育・医療福祉・商業などの生活利便施設は居住地域におおむね存在し、徒歩や自転車で日常生活が可能で暮らしやすい環境にあります。



立地適正化計画における公共交通のカバー状況



交通網図

これからの都市づくりのキーワード

- 交通環境の維持
- M a a S（マース）
- モビリティマネジメント
- シェアモビリティ・ライドシェア
- 自転車の利活用
- 生活圏の形成

魅力4 知的資源・文化資源が豊富

本市には、5つの大学と10の高等学校が立地しており、市内には約2万人の大学生が通学しています。また、市外の大学と協定を連携締結しており、その知的資源や学生の活力を背景にさまざまな連携を積極的に進めています。

特に、地域に開かれた大学が立地していることは本市の強みであり、岩倉公園に隣接する立命館大学大阪いばらきキャンパスでは、市民開放施設が併設され、新たな賑わいを見せるとともに、学部の新設に伴い新棟が完成し、新たな連携の機会を創出しています。

追手門学院大学茨木総持寺キャンパスは、東芝工場跡地に開設され、新たな学部の設置などにより、地域に新たな変化をもたらしています。

また、本市には約9千社の事業所が立地しており、約10万人の方が働いています。市内外の事業者や研究機関とも連携協定を締結し、防災などの地域貢献に連携して取り組んでいます。

彩都地区では、西部地区の彩都ライフサイエンスパークに、ライフサイエンス分野の研究機関を有する施設が立地しており、中部・東部地区には新たな事業所の立地が進んでいます。

南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）では、進出する事業者との連携による地域の防災や賑わいにつながる取組を実施しています。

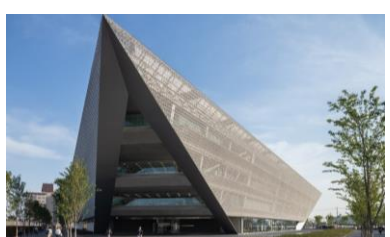
さらに、西国街道にある「郡山宿本陣（椿の本陣）」や隠れキリシタンの里として知られる千提寺地区の「キリシタン遺物史料館」「川端康成文学館」などの多彩な文化資源を有し、まちづくりとの連携も期待されます。



主な知的資源・文化資源の位置



立命館大学大阪いばらきキャンパスと岩倉公園



追手門学院大学茨木総持寺キャンパス



キリシタン遺物史料館



イコクルいばらき



彩都東部地区



郡山宿本陣（椿の本陣）

これからの都市づくりのキーワード

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| ● 大学生が多い | ● 大学との連携 | ● 事業者との連携 |
| ● 地域貢献 | ● エリアマネジメント | ● 文化芸術のまちづくり |

(2) 社会情勢の変化

変化1 人口減少・少子高齢化への対応

本市の人口は、昭和55年（1980年）以降、増加傾向にありましたが、令和7年（2025年）をピークに今後は減少に転じると予測されています。

人口構成比をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

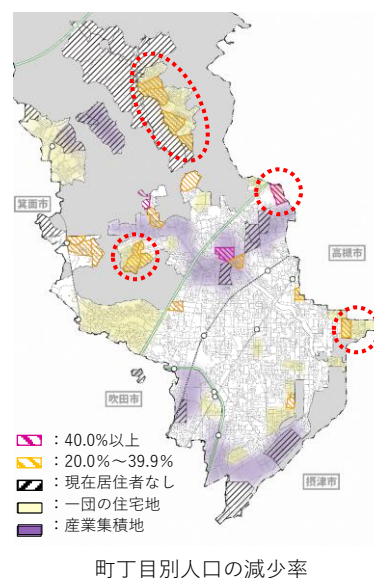
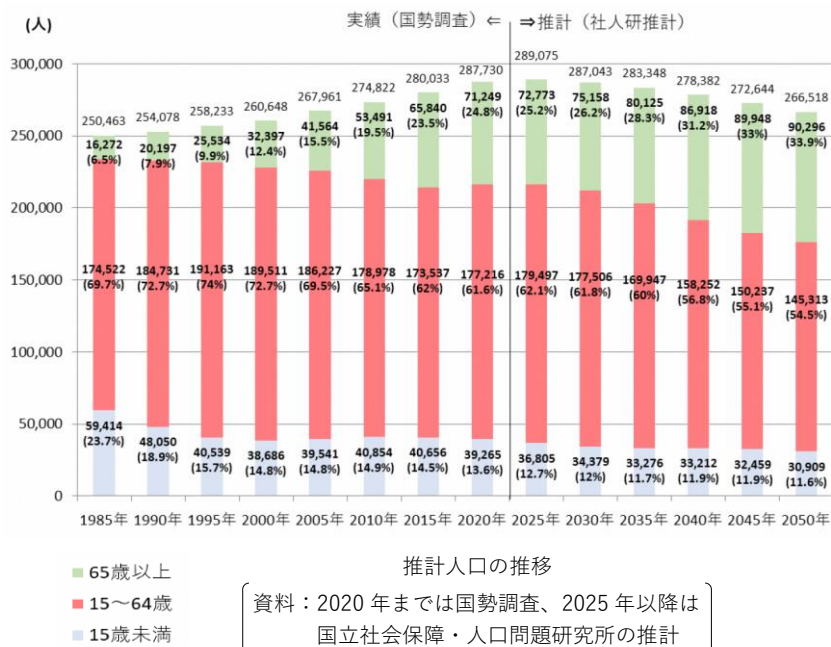
また、人口減少・人口構造の変化は、社会保障費の増大や消費の縮小、働き手の減少、高齢の単身世帯の増加など地域全体の活力の低下を招くとともに、空家や所有者不明土地などの増加による都市環境の悪化が懸念されます。

特に、一時期に集中して開発された郊外部の大規模住宅地（一団の住宅地）においては、人口の減少率が高くなる傾向にあるため、予防的な対応として、居住環境の維持に向けた取組を進めています。

山手台地区では、産官学民連携によるプロジェクトを進めており、コミュニティづくりの一環として「山手台マルシェ」を実施するなど、地域課題の解決に向けた取組を行っています。

太田東芝地区では、大規模工場跡地の複合開発にあたって、産官学民のまちづくり組織を立ち上げ、清掃活動などエリアマネジメントに向けた取組をはじめています。

また、北部地域では、人口減少と高齢化が顕著に進行するなか、農業など産業の担い手の減少や地域の活力維持が大きな課題となっており、「ダムパークいばきた」の整備を契機に、“地域内外の人が地域に関心を持ち、往来や交流が増えるような”「関係人口」の創出に向けた取組を進めています。



これからの都市づくりのキーワード

● コミュニティ醸成

● ソーシャル・キャピタル

● 関係人口の増加

変化2 激甚化・頻発化する自然災害への対応

近年では自然災害が激甚化・頻発化しており、本市においても平成30年（2018年）には震度6弱を記録した大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）や、台風第21号などこれまでに経験したことのない大きな災害が立て続けに発生しました。

今後、南海トラフ地震の発生や気候変動に伴う台風や集中豪雨などの自然災害の増加が懸念されるなか、国においては、災害ハザードエリアにおける開発抑制や立地適正化計画における防災指針の作成、大規模盛土造成地の安全対策など、安全・安心なまちづくりのための総合的な対策を講じることが示されました。

また、災害への対策にあたっては、国土強靱化の考えのもと、自然災害に強い都市づくりを進める必要があります。災害が発生しても人命保護や被害の最小化、経済社会の維持、迅速な復旧・復興ができるように、行政はもちろん、事業者・地域・個人での取組やハード面だけでなくソフト面の取組も求められています。



大阪北部地震における被災状況



台風第21号における被災状況

これからの都市づくりのキーワード

- 安全・安心
- 地域防災力
- 自助・共助・公助
- レジリエンス
- 事前復興

変化3 官民の既存ストックの利活用

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会に大きな影響を与え、同時に人々の働き方や暮らし方に対する意識や価値観、ライフスタイルの多様化が進みました。世代や属性を超えて、気軽に集うことができる居場所づくり（サードプレイス）が求められるなど、多様な主体がさまざまな活動を通して、ゆるやかに「つながる」ことの重要性も注目されています。

都市における屋外空間の価値が高まっており、道路や公園などの公共空間で、賑わいや憩いの空間づくりを進めるといった、柔軟な利活用が求められるとともに、使われていない建物や空間などの既存ストックを有効に活用する取組も進んでいます。

市の中心部においては、道路や公園などの公共空間を活用した社会実験を積極的に進めており、多様な主体の参画による、新たな価値の創出につなげています。

また、都市分野におけるデジタル化の進展も見られ、都市サービスの提供や3D都市モデルによる都市構造の可視化など、さまざまな場面でのデジタル技術の活用が国内でも導入されつつあり、本市においても、各種申請手続きのオンライン化や都市計画情報のオープン化など、利便性の向上に取り組んでいます。



蚤の市（元茨木川緑地）



駅前空間の利活用
（いばらきスカイパレット）

これからの都市づくりのキーワード

- 社会実験
- 公共空間の利活用
- リノベーション
- サードプレイス
- デジタル技術の活用
- 二地域居住

変化4 ひと中心のまちづくり

世界中のさまざまな都市で、道路空間を車中心からひと中心の空間へと再構築し、沿道空間と一体的に利用して、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと転換していく取組が進められており、人々にとって居心地が良い空間の創出につながり、都市に新たな活力と魅力が生み出されています。

市の中心部では、公共空間をひと中心の空間へ転換するため、多様な主体と連携しながら「居心地が良く歩きたくなる」ウォーカブルなまちなかづくりを推進しており、ＪＲ茨木駅と阪急茨木市駅をつなぐ東西軸（中央通り・東西通り）を歩きやすく、歩きたくなる魅力的な空間にするため、沿道事業者などの参画のもと、ワークショップや沿道空間を活用した社会実験などの取組を推進しています。

また、まちづくり分野においても「ウェルビーイング (Well-being)」の概念に注目が集まっており、本市では、多様な主体が関わり、活動や体験の積み重ねにより、将来像を描く「次なる茨木グランドデザイン」の取組などにおいて、「ひと中心の豊かさや幸せが実感できるまちづくり」を推進しています。



東西軸公共空間活用の社会実験



市役所前線の社会実験

これからの都市づくりのキーワード

- 車中心からひと中心へ
- ウェルビーイング
- 回遊性向上
- ウォーカブル

変化5 環境保全と持続可能な都市づくり

SDGs（持続可能な開発目標）は、国際社会が2030年（令和12年）までに達成すべき17の目標で、日本においても「SDGsアクションプラン」など各種取組を進めています。

自然環境が有する機能（防災・減災、生物多様性の保全、良好な景観形成等）を社会におけるさまざまな課題解決に活用し、持続可能なまちづくりを進める「ネイチャー・ベースド・ソリューション（自然を活用した解決策）」の考え方のもと、グリーンインフラに関する取組が国内でも推進されています。

また、地球温暖化による生物の絶滅などが加速しており、自然と共生する社会を目指して、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方による生物多様性の保全など、自然環境や経済なども含めて改善を促していくような動きや、脱炭素社会の実現を目指して、二酸化炭素排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル（炭素中立）」に向けた取組が強化されています。

さらに、資源エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物の増加が深刻化しており、大量生産・大量消費型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を活用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。



北部地域の自然資源



耳原公園

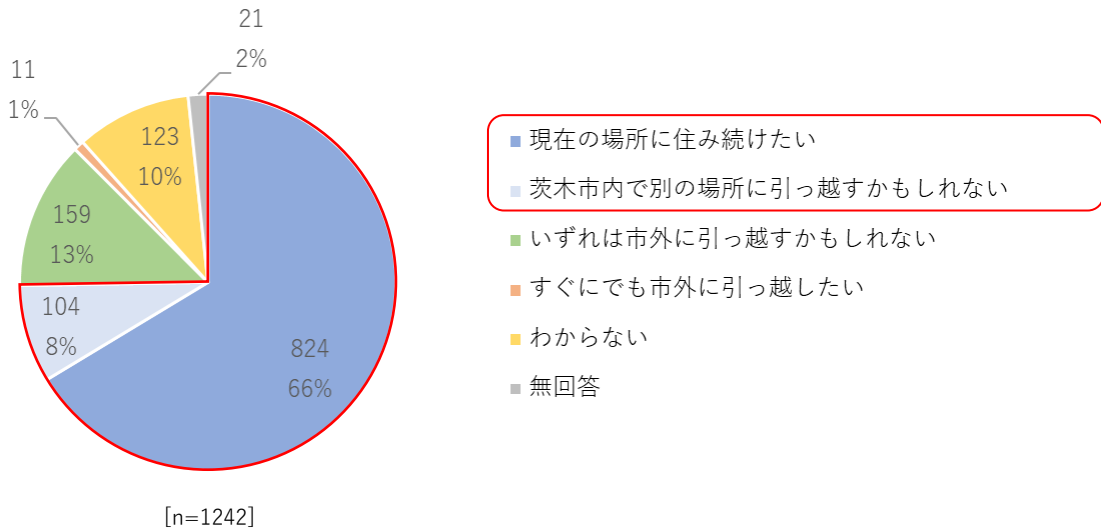
これからの都市づくりのキーワード

- みどりのネットワーク
- 自然との共生
- サーキュラーエコノミー
- カーボンニュートラル
- 生物多様性の保全
- グリーンインフラ

(3) 市民ニーズ

①定住意向

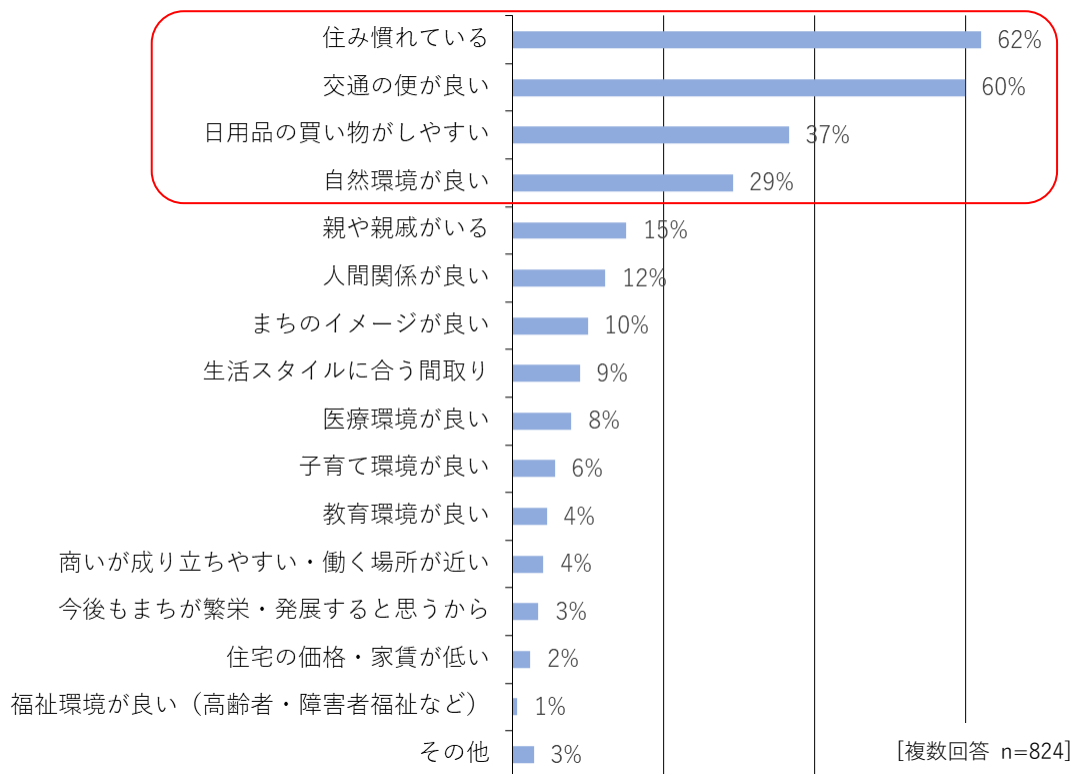
「現在の場所に住み続けたい」が約 66%を占め、「市内で別の場所に引っ越すかもしれない」と合わせると約 74%が市内への居住を希望しています。



出典) 都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査 (令和 4 年(2022 年))

②住み続けたい理由

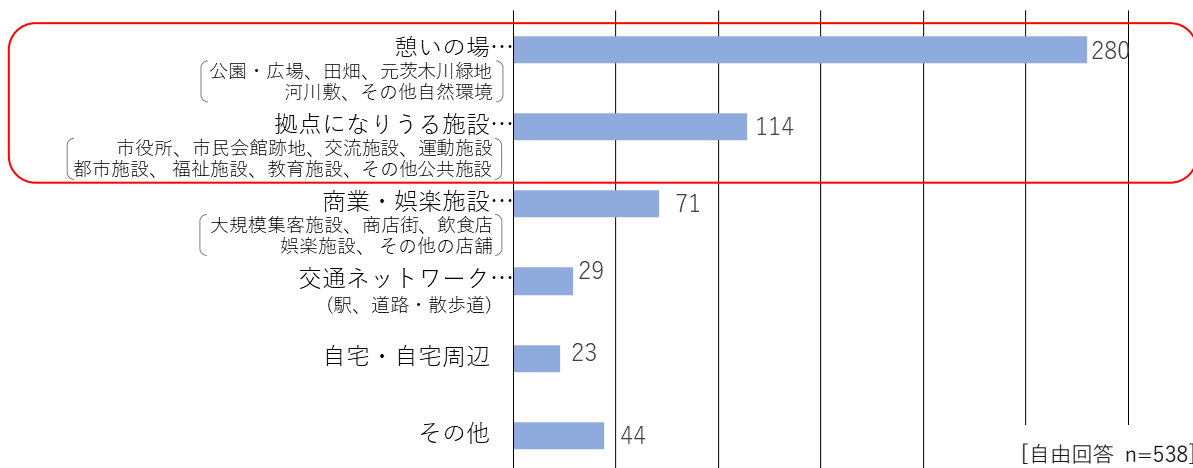
「住み慣れている」が最も多く、「交通の便がいい」「日用品の買い物がしやすい」「自然環境が良い」など、『居住環境』に関する項目が多くなっています。



出典) 都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査 (令和 4 年(2022 年))

③幸せや豊かさを感じる場所・場面

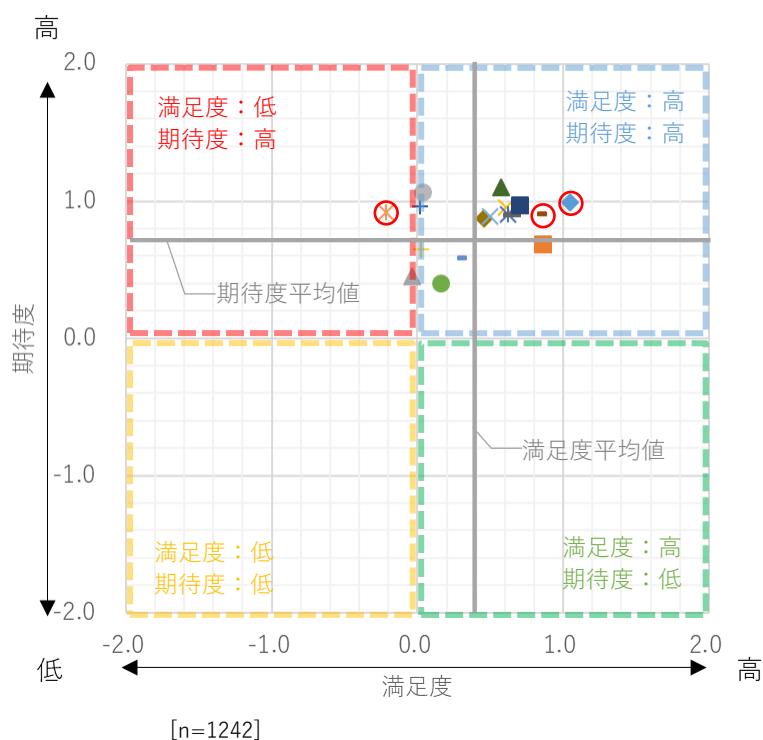
「憩いの場（公園・広場・元茨木川緑地 等）」の割合が最も多く、次いで「拠点となりうる施設（市民会館跡地・交流施設 等）」となっています。



出典）都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査（令和4年(2022年)）

④地域のまちづくりへの満足度・期待度

「交通利便性の良さ」や「自然環境の豊かさ」に加え、「住環境の良さ」や「公園・広場の充実」の満足度が高く、市民からは『住みやすいまち』と評価されている一方で、「飲食店など休日も楽しめる」については、満足度がやや低い傾向にあります。



- ◆ 住環境が良く、住みやすい
- 住宅地と工業地が分離されている
- ▲ 企業などが集積していて働きやすい
- ✕ 鉄道・バスなど公共交通の利便性が高い
- ✕ 中心部（JR茨木駅・阪急茨木駅周辺）へのアクセスが良い
- 歴史的な街並みがある
- + 安全・快適な歩行空間が充実している
- 公園や広場などが充実している
- 身近に豊かな自然や緑地がある
- ◆ 子育てしやすい環境が整っている
- 高齢者にも生活しやすい環境が整っている
- ▲ 買物、医療など日常生活の利便性が高い
- ✕ 図書館・公民館・コミュニティセンターなどの文化・教育施設が充実している
- ✕ 飲食店や文化芸術など、休日も楽しめる環境が整っている
- 防災性・防犯性が高い
- + 住民主体のまちづくりや地域活動が盛んである
- あたたかい近所付き合いがある

出典）都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査（令和4年(2022年)）

⑤市全体でのまちづくりの取組

各テーマについて、特に重要と思うものに関して、上位の回答を以下に示します。

テーマ	特に重要と思うもの
住宅地	・耐震化の促進や無電柱化など、災害に強い住環境の形成 ・防犯カメラや防犯灯の充実 ・みどり豊かな環境に配慮した住環境の形成 等
商業地	・歩いて行ける範囲で買い物や飲食ができる小売店舗などの維持・充実 ・各地域の日常生活に密着した商業施設（スーパーなど）の維持・充実 ・さまざまな日用品が購入でき、生活に密着したサービスが提供されている商店街の形成 等
産業集積地	・雇用機会創出のための新たな産業エリアの整備・企業誘致の推進 ・防音・防振対策など環境に配慮した施設の整備 ・施設の敷地内緑化や建物の美観促進など周辺環境との調和 等
道路	・大阪中央環状線や国道 171 号などの主要な渋滞箇所への対策（交差点の改良など） ・生活道路における交通安全対策 ・自転車の走行空間の整備 等
歩きたくなる まちなか形成	・歩行者が自転車や車を気にせず歩ける空間の創出 ・歩行者の回遊性を高める道路空間の整備 ・沿道店舗や植栽から季節や賑わいを感じられる演出 等
交通	・バス路線・本数などの充実やタクシーサービスの展開による公共交通の充実 ・駅前広場の整備や駅舎のバリアフリーなど交通結節機能の強化 ・駅前での自転車駐輪場の充実 等
農地・里山などの 自然環境	・特産品開発や農村レストランなどの農業のブランド化や施設の整備 ・市街地近郊にある豊かな緑や里地里山の保全・活用 ・安威川などの河川を活かした水辺空間の有効活用・保全 等
公園・緑地	・元茨木川緑地や高瀬川親水水路のように散歩が楽しめる空間の維持・充実 ・まちかどにある小規模な公園や休憩施設、緑地の整備 ・西河原公園や若園公園などで、事業者の活力による休憩施設などの店舗誘致 等
防災	・災害に備えた物資の備蓄や避難場所の充実 ・ダムや下水道（雨水）、河川などの整備による浸水被害への対策 ・建物の耐震化・不燃化の促進 等
ウィズコロナ・ アフターコロナ 社会	・歩いて楽しい歩行空間の形成 ・情報インフラ（ＩＣＴ）の活用による行政サービスの向上 ・外部空間としての公園やオープンスペース 等

出典）都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査（令和 4 年(2022 年)）

⑥まちづくりへの興味・関心

取組を充実・拡大することが望ましいと思うものに関して、上位の回答を以下に示します。

テーマ	取組を充実・拡大することが望ましいと思うもの
市民参加	・ＳＮＳやアプリの活用によるまちづくりへの関心が高まるような広報手段の工夫 ・市民と行政だけでなく、大学も一緒になってまちづくりを学ぶことができる ・近所の公園などで定期的にできる小規模なイベント（マルシェやヨガ教室など） ・ワークショップやタウンミーティングなど、市民が直接まちづくりに関わる機会の創出 等

出典）都市計画マスタープラン改定に向けた市民意識調査（令和 4 年(2022 年)）

3 これからの都市づくりの視点

これからの茨木の都市づくりを進めていくにあたり、「特性・魅力を活かす視点」と「変化に対応する視点」をキーワードと市民ニーズとともに整理します。なお、市民ニーズについては、記載している内容のほか、これまでさまざまな機会を通じて収集したものを含め、これからの都市づくりに活かしていきます。

（キーワードは 15～21 ページに示す「これからの都市づくりのキーワード」、市民ニーズは 24 ページに示す「⑤市全体でのまちづくりの取組」「⑥まちづくりへの興味・関心」の内容と対応しています）

（1）特性・魅力を活かす視点

視点 1-1 山とまちの強みを活かす

- ・北部地域では、安威川ダム周辺に整備した「ダムパークいばきた」を拠点として、関係人口の増加により、地域全体の活力向上につなげていく必要があります。
- ・市の中心部では、新たに整備した文化・子育て複合施設「おにクル」を拠点として、面的な視点で捉えて必要な都市機能を誘導し、相乗効果のあるまちづくりを進めていく必要があります。
- ・山とまちそれぞれで、本市の特性・魅力を活かした取組を進めており、「山とまちが近い」という特性を活かし、整備効果を市域全体へとつなげていく必要があります。

キーワード	● おにクル ● ダムパークいばきた ● 地域資源の利活用 ● 観光・交流拠点づくり
市民ニーズ	● さまざまな日用品が購入でき、生活に密着したサービスが提供されている商店街の形成 ● 駅前広場の整備や駅舎のバリアフリーなど交通結節機能の強化 ● 駅前での自転車駐輪場の充実 ● 特産品開発や農村レストランなどの農業のブランド化や施設の整備

視点 1-2 市民参加の持続と派生

- ・まちづくりの担い手の発掘・育成や組織づくりにより、市民がまちの担い手として関わる活動人口の増加に向けた仕組みを整えていく必要があります。

キーワード	● 地域住民と育む ● まちづくり組織 ● ひと・プロセス重視 ● 活動人口の増加 ● 担い手の発掘・育成
市民ニーズ	● SNSやアプリの活用によるまちづくりへの関心が高まるような広報手段の工夫 ● 市民と行政だけでなく、大学も一緒になってまちづくりを学ぶことができる ● ワークショップやタウンミーティングなど、市民が直接まちづくりに関わる機会の創出

視点 1-3 生活圏と交通ネットワークの維持・充実

- ・徒歩や自転車で移動できる範囲に必要な都市機能が揃っている生活圏を維持・充実させていく必要があります。
- ・新たなモビリティなど移動に関する変化を捉えながら、都市計画道路の整備や交通環境の維持を行っていく必要があります。

キーワード	● 交通環境の維持 ● M a a S（マース） ● モビリティマネジメント ● シェアモビリティ・ライドシェア ● 自転車の利活用 ● 生活圏の形成
市民ニーズ	● 歩いて行ける範囲で買い物や飲食ができる小売店舗などの維持・充実 ● 各地域の日常生活に密着した商業施設（スーパーなど）の維持・充実 ● 大阪中央環状線や国道 171 号などの主要な渋滞箇所への対策（交差点の改良など） ● 生活道路における交通安全対策 ● 自転車の走行空間の整備 ● バス路線・本数などの充実やタクシーサービスの展開による公共交通の充実

視点 1-4 産官学民の多様な主体との連携によるまちづくりの実践

- ・大学や事業者の人的・知的資源や地域に根差した文化資源などをまちづくりに活かしていく必要があります。
- ・大学や事業者のもつノウハウを活かし、エリアマネジメントやパークマネジメントなど、公民連携によるまちづくりを進めていく必要があります。

キーワード	● 大学生が多い	● 大学との連携	● 事業者との連携
	● 地域貢献	● エリアマネジメント	● 文化芸術のまちづくり
市民ニーズ	● 雇用機会創出のための新たな産業エリアの整備・企業誘致の推進		
	● 西河原公園や若園公園などで、事業者の活力による休憩施設などの店舗誘致		

(2) 変化に対応する視点

視点 2-1 地域コミュニティの持続

- ・人口減少下において持続可能な生活圏を形成していくためには、地域住民の多様なニーズを踏まえた、新たなコミュニティのあり方を検討していく必要があります。
- ・地域コミュニティの担い手である地域住民などを中心に、人との関係性やつながりを資源と捉え、多様な主体と連携した地域づくりなど「活動人口」の創出に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・北部地域では、農林業を体験できる機会の創出など、地域内外の人たちが地域に興味をもち、往来や交流が増えるような「関係人口」の創出に向けた取組を推進していく必要があります。

キーワード	● コミュニティ醸成	● ソーシャル・キャピタル	● 関係人口・活動人口
市民ニーズ	● まちかどにある小規模な公園や休憩施設、緑地の整備		
	● 近所の公園などで定期的にできる小規模なイベント（マルシェやヨガ教室など）		

視点 2-2 災害に強く安全・安心な都市づくり

- ・災害リスクを踏まえ、安全・安心な都市づくりに向けたハード整備や規制・誘導を進めるとともに地域の防災力を強化し、災害への備えを進めていく必要があります。

キーワード	● 安全・安心	● 地域防災力	● 自助・共助・公助
	● レジリエンス	● 事前復興	
市民ニーズ	● 耐震化の促進や無電柱化など、災害に強い住環境の形成		
	● 防犯カメラや防犯灯の充実		
	● 災害に備えた物資の備蓄や避難場所の充実		
	● ダムや下水道（雨水）、河川などの整備による浸水被害への対策		
	● 建物の耐震化・不燃化の促進		

視点2-3 暮らしの質の向上と暮らしやすさの維持・充実

- ・リモートワークや二地域居住など多様化するライフスタイルに対応し、新しい考え方やデジタル技術を取り入れた都市づくりを進めていく必要があります。
- ・公共空間や使われていない建物や空間などの既存ストックを有効活用し、暮らしの質の向上につなげていく必要があります。

キーワード	● 社会実験 ● サードプレイス	● 公共空間の利活用 ● デジタル技術の活用	● リノベーション ● 二地域居住
市民ニーズ	● 防音・防振対策など環境に配慮した施設の整備 ● 歩いて楽しい歩行空間の形成 ● 情報インフラ（ICT）の活用による行政サービスの向上 ● 外部空間としての公園やオープンスペース		

視点2-4 ひと中心の居心地が良いまちなかづくり

- ・車中心からひと中心に向けた道路空間のあり方や居心地の良いウォークアブルな空間づくりの検討を行うなど、ひと中心の豊かさや幸せにつながるまちづくりを進めていく必要があります。
- ・社会実験など公共空間の利活用による小さな変化を起こしながら、まちなかの回遊性を高めていく必要があります。

キーワード	● 車中心からひと中心へ ● ウォークアブル	● ウェルビーイング	● 回遊性向上
市民ニーズ	● 歩行者が自転車や車を気にせず歩ける空間の創出 ● 歩行者の回遊性を高める道路空間の整備 ● 沿道店舗や植栽から季節や賑わいを感じられる演出 ● 元茨木川緑地や高瀬川親水水路のように散歩が楽しめる空間の維持・充実		

視点2-5 自然と共生する持続可能な都市づくり

- ・生物多様性の保全など都市における「みどり」の重要性が高まっており、自然環境が有する多様な機能（防災・減災、生物多様性の保全、良好な景観形成 等）を活かした、持続可能な都市づくりが求められています。
- ・脱炭素による環境負荷の低減や地域での生産物・経済の循環など、持続可能な都市づくりが求められています。

キーワード	● みどりのネットワーク ● カーボンニュートラル	● 自然との共生 ● 生物多様性の保全	● サーキュラーエコノミー ● グリーンインフラ
市民ニーズ	● みどり豊かな環境に配慮した住環境の形成 ● 市街地近郊にある豊かな緑や里地里山の保全・活用 ● 安威川などの河川を活かした水辺空間の有効活用・保全 ● 施設の敷地内緑化や建物の美観促進など周辺環境との調和		